

老人保健課資料

会計検査院「平成24年度決算検査報告」における 不適切に支払われた介護給付費について

【適切とは認められない支払の事態】

会計検査院が行った実地検査の結果、別紙のとおり平成17年度から24年度までの間における介護給付費の支払について、70,554件、1億0957万円が適切ではないとされた。

今後は、このような事態を招くことのないよう事業者等に対する必要な助言及び適切な指導を行い、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう取り組まれない。

具体的には、介護報酬の算定に当たり、

- ① 26 指定居宅介護支援事業者は、作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、正当な理由なく同一の事業者によって提供された訪問介護サービス等の占める割合が100分の90を超えていたのに算定基準等に定める減算を行っていなかったり、減算となる期間には算定できない加算を算定していたり、利用者の居宅を訪問していないにもかかわらず運営基準減算として所定単位数の100分の70又は100分の50に相当する単位数を算定していなかったりしていた。
- ② 27 指定通所介護事業者は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤っていた。
- ③ 17 指定介護療養型医療施設は、介護報酬の算定に当たり、医師の員数が医療法等に定められている員数に満たないのに算定基準等に定める減算をしていなかったり、医師の判断によらず施設の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数を算定していたりなどしていた。
- ④ 上記のほか、訪問介護サービス、通所リハビリテーションサービス、介護福祉サービス、介護保健施設サービスの15事業者は、単位数の算定を誤るなどして介護報酬を過大に算定していた。

介護給付費に係る国の負担が不当

1件 不当金額(支出) 1億0957万円
 (前年度 1件 1億1958万円)

1 制度の概要

介護保険は、市区町村等が保険者となって、その区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者を被保険者として、その要介護状態等に関して、必要な保険給付を行う保険である。

事業者が要介護者等に対して介護サービス等を提供して請求することができる介護報酬は、算定基準等で定められた単位数に単価を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、市区町村等は、介護報酬の100分の90に相当する額又は介護報酬の全額（以下「介護給付費」という。）を事業者に支払うこととなっている。

2 検査の結果

検査の結果、85事業者に対して304市区町村等が行った平成17年度から24年度までの間における介護給付費の支払について、70,554件、365,296,700円が過大であり、これに対する国の負担額109,574,592円が不当と認められる。

これらの事態について、居宅介護支援又は介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

ア 居宅介護支援

26指定居宅介護支援事業者は、作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、正当な理由なく同一の事業者によって提供された訪問介護サービス等の占める割合が100分の90を超えていたのに算定基準等に定める減算を行っていなかったり、減算となる期間には算定できない加算を算定していたり、利用者の居宅を訪問していないにもかかわらず運営基準減算として所定単位数の100分の70又は100分の50に相当する単位数を算定していなかったりしていた。このため、介護給付費32,577件、105,050,610円の支払が過大であり、これに対する国の負担額32,797,675円は負担の必要がなかった。

イ 通所介護サービス

27指定通所介護事業者は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤っていた。このため、介護給付費17,893件、100,789,678円の支払が過大であり、これに対する国の負担額30,655,123円は負担の必要がなかった。

ウ 介護療養施設サービス

17指定介護療養型医療施設は、介護報酬の算定に当たり、医師の員数が医療法等に定められている員数に満たないのに算定基準等に定める減算をしていなかったり、医師の判断によらず施設の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数を算定したりなどしていた。このため、介護給付費11,791件、95,186,801円の支払が過大であり、これに対する国の負担額27,952,904円は負担の必要がなかった。

エ その他の介護サービス

アからウまでの介護サービスのほか、訪問介護サービス、通所リハビリテーションサービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービスの4介護サービスについて、15事業者は、単位数の算定を誤るなどして介護報酬を過大に算定していた。このため、介護給付費8,293件、64,269,611円の支払が過

大であり、これに対する国の負担額18,168,890円は負担の必要がなかった。

これを都府県等別に示すと次のとおりである。

(単位:千円)

| 都府県等名 | 実施主体 (事業者数) | 年 度 | 過大に支払 われた介護 給付費の件 数 | 過大に支払 われた介護 給付費 | 不当と認め る国の負担 額 | 摘 要 |
|---------|----------------|-------|------------------------------|-----------------------|---------------------|-------|
| 秋 田 県 | 16市町村等(5) | 17~22 | 4,414 | 31,796 | 9,951 | イ、ウ、エ |
| 山 形 県 | 14市町(2) | 20~23 | 3,053 | 8,152 | 2,639 | ア |
| 群 馬 県 | 5市区(1) | 23、24 | 1,033 | 1,543 | 468 | イ |
| 埼 玉 県 | 28市区町等(4) | 22、23 | 2,759 | 18,945 | 5,139 | イ |
| 千 葉 県 | 100市区町村等(12) | 18~24 | 8,376 | 26,141 | 6,754 | ア、エ |
| 東 京 都 | 24市区(7) | 19~24 | 5,932 | 25,926 | 7,116 | イ、ウ、エ |
| 山 梨 県 | 33市区町村等(6) | 17~24 | 6,263 | 19,504 | 5,974 | ア、イ、エ |
| 長 野 県 | 15市区町村等(6) | 17~22 | 4,089 | 23,641 | 7,138 | イ、ウ、エ |
| 愛 知 県 | 6市町等(1) | 20~24 | 741 | 2,339 | 537 | ウ |
| 京 都 府 | 13市町等(5) | 22~24 | 6,345 | 13,244 | 4,098 | ア、イ、エ |
| 茨 木 市 | 9市町(2) | 22、23 | 813 | 9,303 | 2,578 | イ |
| 和 歌 山 県 | 21市町(2) | 18~23 | 6,109 | 44,860 | 13,891 | ア、エ |
| 岡 山 県 | 17市町村(5) | 19~24 | 6,825 | 18,744 | 6,263 | ア |
| 倉 敷 市 | 12市町(2) | 19~24 | 2,040 | 8,304 | 2,295 | ア、エ |
| 徳 島 県 | 32市町村等(9) | 17~21 | 2,304 | 55,885 | 17,345 | イ、ウ、エ |
| 愛 媛 県 | 15市町(10) | 17~22 | 6,717 | 41,252 | 12,518 | イ、ウ、エ |
| 佐 賀 県 | 2市等(3) | 24 | 484 | 5,202 | 1,449 | イ |
| 長 崎 県 | 4市町(1) | 20~24 | 1,046 | 2,092 | 634 | ア |
| 鹿 児 島 県 | 4市村(2) | 22~24 | 1,211 | 8,417 | 2,778 | ア、イ |
| 計 | 304実施主体(85) | | 70,554 | 365,296 | 109,574 | |

注(1) 計欄の実施主体数は、都府県等の間で実施主体が重複することがあるため、各都府県等の実施主体数を合計したものとは符合しない。

注(2) 摘要欄の、ア、イ、ウ、エは、本文の過大となっていた支払の事態の居宅介護支援又は介護サービスの種類の別に対応している。

